

9 その他の資料

9-1 主要河川の状況

河川名	起点	終点	流路延長	管理者	備考
刈谷田川	左岸 栃尾市大字栃堀字赤花松ケ下 7943 番地先 右岸 栃尾市大字栃堀字前山 8361 番の乙地先	信濃川合流点	55,792	新潟県知事	
稚児清水川	栃尾市大字比礼字木戸の外地先の市道堂田橋	刈谷田川合流点	9,055	新潟県知事	
貝喰川	見附市柳橋町字割前地先の県柳橋	信濃川合流点	13,199	新潟県知事	
椿桂川	左岸 長岡市亀崎町字赤太郎地先 右岸 長岡市亀崎町字大石地先	山北川合流点	2,300	新潟県知事	
才川	見附市本町矢櫃地先の矢櫃橋	貝喰川合流点	4,500	新潟県知事	
椿田川	見附市椿沢町字大沢地先の市道大沢橋	山北川合流点	4,500	新潟県知事	
田井川	見附市椿沢町字滝の入地先の栃窪林道橋	椿田川合流点	2,500	新潟県知事	
山北川	見附市鳥屋脇町字上田地先の市道王子橋	猿橋川合流点	4,100	新潟県知事	
堀溝川	見附市堀溝町字東谷丁地先の市道日影橋	刈谷田川合流点	2,500	新潟県知事	
小出川	見附市栃窪町字釜ノ口川西地先の釜の橋	稚児清水川合流点	2,400	新潟県知事	
石地川	見附市島切窪町字江崎地先の市道大橋	刈谷田川合流点	1,500	新潟県知事	
耕地川	左岸 見附市太田町字中尾 1902 番地先 右岸 見附市太田町字中尾 1455 番地先	稚児清水川合流点	1,800	新潟県知事	
本明川	見附市杉沢町字反田 3866 番の 2 地先県道橋	刈谷田川合流点	1,100	新潟県知事	
古川	見附市杉沢町字古川 5585 番の 3 地先県道橋	刈谷田川合流点	1,000	新潟県知事	
頭無川	見附市田井町字西ヶ崎 170 番の 2 地先の県道橋下流端	山北川合流点	1,700	新潟県知事	
大平川	左岸 見附市元町 1 丁目 1307-1 右岸 見附市元町 1 丁目 451-2	才川合流点	1,530	見附市長	
三阡川	左岸 見附市山崎興野町中作 118 の 2 右岸 見附市山崎興野町腰巻 24	石地川合流点	2,100	見附市長	戸隠橋
大正川	左岸 見附市上新田町 右岸 見附市速水町	貝喰川合流点	1,500	見附市長	
椿亀川	左岸 長岡市亀崎町 右岸 見附市椿沢町	椿桂川合流点	900	見附市長	

9-2 気象統計

1 月別平年値

観測場所 見附市消防本部

統計期間 2006年～2015年

	平均気温	最高気温	最低気温	月間 降水量	日最大 降水量	平均風速	最大風速	日降雪量	最大 積雪深	平均湿度
1月	1.6	8.9	-4.7	194.4	33.7	2.1	28.2	6.0	63.4	83.9
2月	1.6	13.6	-5.2	129.0	24.6	2.1	21.9	4.4	62.8	80.8
3月	4.7	20.6	-2.9	130.4	21.6	2.3	22.7	1.3	28.0	74.3
4月	10.4	25.1	0.1	95.7	23.9	2.2	22.1	0.0	0.8	67.6
5月	16.8	30.4	5.6	82.1	23.4	2.1	19.1	0.0	0.0	66.1
6月	21.7	31.5	13.2	146.2	50.5	1.8	14.6	0.0	0.0	72.5
7月	24.6	33.9	17.9	260.9	71.1	1.7	14.9	0.0	0.0	78.4
8月	26.5	35.7	19.1	135.4	47.6	1.7	15.6	0.0	0.0	74.1
9月	22.2	33.8	12.2	167.9	45.4	1.7	16.0	0.0	0.0	75.2
10月	15.9	27.5	6.2	169.2	47.5	1.7	17.5	0.0	0.0	76.1
11月	9.7	21.4	0.5	288.7	55.9	2.0	23.1	0.0	1.3	80.3
12月	4.1	15.2	-2.3	355.7	46.0	2.2	24.4	3.2	28.9	83.4

2 月別極値

観測場所 見附市消防本部

統計期間 2006年～2015年

	最高気温	最低気温	日最大降水量
1月	12.2	-7.6	53.0
2月	17.3	-7.7	34.0
3月	23.3	-6.1	34.0
4月	27.9	-1.7	55.0
5月	32.4	3.8	32.5
6月	34.5	10.2	108.0
7月	37.4	13.8	170.5
8月	38.4	15.6	144.5
9月	36.4	10.8	77.5
10月	33.4	3.8	70.5
11月	24.2	-1.2	109.5
12月	19.7	-4.9	72.0

第 1 総則

1 主旨

この要領は、災害に関する報告について、その形式及び方法を定めるものとする。

2 災害の定義

「災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、はん濫、高潮、地震、津波、その他の異常な自然現象又は大規模な事故のうち火災(火災報告取扱要領(平成 6 年 4 月 21 日付け消防災第 100 号)に定める火災をいう。)を除いたものにより生ずる被害とする。

3 報告義務

災害対策基本法第 53 条第 1 項の規定に基づき、市町村長は必要な報告を県知事に行うものとする。

4 報告すべき災害等

市町村長は、当該市町村の区域に災害が生じた場合はすべて県知事あてに報告するものとする。

- (1) 災害速報は、被害を覚知したとき、ただちに別紙様式に定める事項について判明したものから順次無線電話等により報告するものとする。
- (2) 災害確定報告は、応急対策を終了した後 10 日以内に、別紙様式により報告するものとする。
- (3) 雪害は長期にわたるので個々の被害ごとに(1)、(2)と同様に報告し、積雪期間終了後に期間全体の被害状況を別紙様式により報告するものとする。

5 報告先

新潟県県民生活・環境部消防防災課防災救助係

電話 025-285-5511(代表) 内線 2251~2253、2256、2261
025-280-5144(直通)

防災無線(発信番号)-40120-2251~2253、2256、2261

NTT FAX 025-285-4752

第 2 記入要領 :

被害報告の記入要領は、次に定めるところによるものとする。

1 人的被害

- (1) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
- (2) 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
- (3) 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のある者のうち、1 月以上の治療を要する見込みの者とする。

具体的には、損壊部分はその住家の延べ床面積の 20 パーセント以上 70 パーセント未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20 パーセント以上 50 パーセント未満のものとする。

- (4) 「一部破損」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
- (5) 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。

(6) 「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

3 非住家被害

(1) 「非住家」とは、住家以外の建物をいうものとする。

(2) 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。

(3) 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。

4 その他

(1) 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったものとする。

(2) 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。

(3) 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。

(4) 「文教施設」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。

(5) 「道路」とは、道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。

(6) 「橋りょう」とは、道路を連絡するために河川、運河等の上に架設された橋とする。

(7) 「河川」とは、河川法が適用(昭和 39 年法律第 167 号)され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上、必要な堤防、護岸、水利床止、その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。

(8) 「港湾」とは、港湾法(昭和 25 年法律第 218 号)第 2 条第 2 項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設又は港湾の利用及び管理上、重要な臨港交通施設とする。

(9) 「砂防」とは、砂防法(昭和 30 年法律第 29 号)第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。

(10) 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。

(11) 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。

(12) 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となった程度の被害とする。

(13) 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。

(14) 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。

(15) 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。

(16) 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。

(17) 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。

(18) 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。

例えば、寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。

(19) 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

(20) 「火災発生」とは、地震又は火山噴火に起因する場合のみの火災発生件数とする。

5 被害金額

- (1) 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
- (2) 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和 25 年法律第 169 号)による補助対象となる施設をいい、具体的には農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
- (3) 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和 26 年法律第 97 号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
- (4) 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
- (5) 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
- (6) 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とする。
- (7) 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
- (8) 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
- (9) 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等の被害とする。

6 その他

欄外には、災害の原因、災害の発生日時、災害の発生場所又は地域、災害対策の概要、その他について簡潔に記入するものとする。

(様式)

被 害 報 告

市町村名		報告者 電 話		()		現在期日		平成 年 月 日 現在		続く・最終			
死 者		行方不明		重 傷		軽 傷							
被災状況		人 数		被災状況		人 数		被災状況		人 数			
		人				人				人			
建物被害	区分	全壊 (棟)			半壊 (棟)			一部損壊 (棟)			床上浸水 (棟)	床下浸水 (棟)	
	被災原因	土砂崩	流 失	その他	土砂崩	流 失	その他	土砂崩	流 失	その他			
住家	棟数												
	世帯数												
	人数												
アパート 等集合住 宅	棟数												
	世帯数												
	人数												
り災世帯 (世帯)													
り災者 (人)													
非 住 家	公 共 建 物	公立保育所											
		公民館											
		体育施設											
		その他											
	そ の 他	倉庫										浸水	
車庫											浸水		
作業所											浸水		
その他											浸水		
文 教 施 設	幼稚園												
	小学校												
	中学校												
	高等学校												
	養護学校等												
その他													
病院													
社会福祉施設													
清 掃 施 設	ゴミ処理施設										浸水		
	し尿処理施設										浸水		
その他 ()													
その他被害		被害内容		箇所数		被害内容		箇所数		被害内容		箇所数	
一般道路													
農道													
林道													
河川													
農業用水路													
港湾													
砂防施設													
被害船舶													
その他 ()													
火災発生		建 物		件		危険物		件		その他		件	
鉄道不通区間		路線名		線		駅～		駅		駅～		駅	
水道		断水				世帯		配管被害				箇所	
ガス		不通				世帯		配管被害				箇所	
田		流失		ha		埋没		ha		冠水		ha	
畑		流失		ha		埋没		ha		冠水		ha	
崖崩れ				箇所									
土砂崩れ				箇所									
地すべり				箇所									
電話不通				世帯									
電気停電				世帯									
ブロック塀倒壊等				件									
公共文教施設被害				千円									
農林水産業施設被害				千円									
公共土木施設被害				千円									
その他公共施設被害				千円									
農産被害				千円									
林産被害				千円									
畜産被害				千円									
水産被害				千円									
商工被害				千円									
その他				千円									
被害総額				千円									

- 災害原因
- 災害の発生日時 平成 年 月 日
- 災害の発生場所 (必要により地図等を添付)
- 災害対策の概要
 - 災害対策本部の名称
 - ア 災害対策基本法に 基づく本部・基つかない本部
 - イ 本部の設置日時 月 日 時 分
 - ウ 本部の解散日時 月 日 時 分
 - 避難勧告・指示の状況
 - 別紙避難等の状況報告のとおり
 - 消防機関等の活動状況 (延べ出勤人員)
 - 消防職員 人 消防団員 人 役場職員 人
 - 応急措置の概要
- その他

9-4 自衛隊災害派遣要請依頼書

自衛隊災害派遣要請依頼書

派遣要請依頼者					
担当課等名	課		係		
	担当者名				
	TEL		防災無線		
派遣要請依頼日時	年	月	日	時	分
災害の状況及び派遣依頼理由					
派遣を希望する期間	年	月	日から	年	月 日
	年	月	日から必要とする期間		
派遣を希望する区域	見附市		地内		
	施設等名称				
現地連絡員	課		係、担当者名		
派遣を希望する活動の内容					
その他必要な事項					

新潟県防災局危機対策課 FAX 025-282-1640

9-5 消防防災航空隊出動要請書

消防防災航空隊 電話 025(270)0263

FAX 025(270)0265

1 要請団体	発信者					
2 災害種別	(1)救急	(2)救助	(3)火災	(4)自然災害		
3 要請内容	(1)救急	(2)救助	(3)消火	(4)偵察	(5)物資輸送	
4 発生場所目標	(市・町・村)			番地		
5 発生日時	年	月	日 (曜日)	時	分頃	
6 事故概要又は 災害概要						
7 気象	天候 視界	風向 m (風速 m/s	気温 ℃	警報・注意報)	
8 出場先 臨着場	場所 目標 (名称)	(市・町・村)		番地		
9 搬送先 臨着場	場所 目標 (名称)	(市・町・村)		番地		
10 傷病者等	傷病者氏名 傷病名	M・T・S・H	年	月	日生	
		程度 (重・中・軽)	男・女	歳		
11 現地搭乗者	(有・無) 職名	氏名				
12 地上指揮者 コールサイン	指揮者名 無線種別 (全国波・県内波) コールサイン					
13 他の航空機の 活動要請	(有・無)	機関名	氏名			
14 要請日時	年	月	日 (曜日)	時	分	
※以下の項目については、航空隊で活動を決定後至急連絡します。						
1 航空隊指揮者 コールサイン	指揮者名 無線種別 (全国波・県内波) コールサイン					
2 到着予定時間	年	月	日 (曜日)	時	分	
3 活動予定時刻	時間		分			
4 必要資機材						
※その他の特記事項						
			発信者			

9-6 新潟県災害救助法施行細則別表

(平 14 規則 13・一部改正)

救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償

(1) 救助の程度、方法及び期間

救助の種類ごとに次に定めるところによる。

ただし、この定めにより難い特別の事情があるときは、厚生労働大臣に協議し、その同意を得て、別に定めるところによる。

ア 収容施設の供与

(ア) 避難所

a 避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのあるものを収容する。

b 避難所は、学校、公民館等既存建物の利用を原則とするが、これら適当な建物を得がたいときは、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実施するものとする。

c 避難所設置のため、支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗品材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費及び仮設便所等の設置費とし、次の額の範囲内とする。ただし、高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。)であつて、避難所での生活において特別な配慮を必要とする者を収容する福祉避難所を設置した場合には、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算することができる。

(基本額)

100 人 1 日当たり 31,000 円

(加算額)

冬季(10月～3月)については、別に定める額を加算する。

d 避難所を開設できる期間は、災害発生の日から 7 日以内とする。

(イ) 応急仮設住宅

a 応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住宅を得ることができないものを収容する。

b 応急仮設住宅の設置戸数は、市町村ごとに住家が全壊、全焼又は流失した世帯の 3 割の範囲内とする。ただし、やむを得ない事情がある場合には、市町村相互間において設置戸数の融通をすることができる。

c 応急仮設住宅の 1 戸当たりの規模は、29.7 平方メートルを基準とし、その設置のため支出できる費用は、2,498,000 円以内とする。

d 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね 50 戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できることとし、1 施設当たりの規模及びその設置のために支出できる費用は c にかかわらず別に定めるところによる。

e 高齢者等であつて日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設(以下「福祉仮設住宅」という。)を応急仮設住宅として設置できる。この場合の応急仮設住宅の設置戸数は、被災者に提供される福祉仮設住宅の部屋数とする。

f 応急仮設住宅の設置については、災害発生の日から 20 日以内に着工し、速やかに設置しなければならない。

g 応急仮設住宅を供与できる期間は、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 85 条第 3 項の

規定により当該応急仮設住宅を存続させることができる期間内とする。

イ たき出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(ア) たき出しその他による食品の給与

- a たき出しその他による食品の給与は、避難所に収容された者、住家に被害を受けて炊事のできない者及び住家に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要のある者に対して行なう。
- b たき出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物により行なう。
- c 炊出しその他による食品の給与を実施するため、支出できる費用は、主食、副食、燃料等の経費とし、1人1日当たり1,020円以内とすること。
- d たき出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、被災者が一時縁故先へ避難する場合には、この期間内に3日以内を現物により支給することができる。

(イ) 飲料水の供給

- a 飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行なう。
- b 飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水及び浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。
- c 飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(ア) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失半壊、半焼又は床上浸水(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となつたものを含む。)若しくは船舶の遭難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等をそう失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行なう。

(イ) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲において現物をもつて行なう。

- a 被服、寝具及び身のまわり品
- b 日用品
- c 炊事用具及び食器
- d 光熱材料

(ウ) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当り次の額の範囲内とすること。なお、季別は、災害発生の日をもって決定すること。

a 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上の世帯
夏季 4月 から9月 まで	17,700円	22,700円	33,500円	40,100円	50,900円	50,900円に5人を超える 1人ごとに7,400円を加 算した額
冬季 10 月から3月 まで	29,200円	37,700円	52,700円	61,800円	77,500円	77,500円に5人を超える 1人ごとに10,600円を加 算した額

b 住家の半壊、半焼又は床上浸水(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となつた場合を含む。)により被害を受けた世帯

	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上の世帯
夏季 4月 から9月 まで	5,800円	7,700円	11,600円	14,000円	18,000円	18,000円に5人を超える 1人ごとに2,400円を加 算した額
冬季 10月 から3月 まで	9,200円	12,200円	17,400円	20,600円	25,900円	25,900円に5人を超える 1人ごとに3,400円を加 算した額

(エ) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならないこと。

エ 医療及び助産

(ア) 医療

a 医療は、災害のため医療の途を失つた者に対して、応急的に処置するものとする。

b 医療は、救護班によつて行う。ただし、急迫した事情がありやむを得ない場合においては、病院又は診療所(あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)又は柔道整復師法(昭和45年法律第19号)に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師若しくはきゆう師又は柔道整復師(以下「施術者」という。)を含む。)において、医療(施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。)を行うことができる。

c 医療は、次の範囲内において行なう。

- (a) 診察
- (b) 薬剤又は治療材料の支給
- (c) 処置、手術その他の治療及び施術
- (d) 病院又は診療所への収容
- (e) 看護

d 医療のため支出できる費用は、救護班による場合は、使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は、国民健康保険の診療報酬の額

以内とし、施術者による場合は、協定料金の額以内とする。

e 医療を実施できる期間は、災害発生の日から 14 日以内とする。

(イ) 助産

a 助産は、災害発生の日以前又は以後 7 日以内に分べんした者であつて、災害のため助産の途を失つた者に対して行なう。

b 助産は、次の範囲内において行なう。

(a) 分べんの介助

(b) 分べん前及び分べん後の処置

(c) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

c 助産のため支出できる費用は、救護班による場合は、使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は、慣行料金の 8 割以内の額とする。

d 助産を実施できる期間は、分べんした日から 7 日以内とする。

オ 災害にかかつた者の救出

(ア) 災害にかかつた者の救出は、災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、救出するものとする。

(イ) 災害にかかつた者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。

(ウ) 災害にかかつた者の救出を実施できる期間は、災害発生の日から 3 日以内とする。

カ 災害にかかつた住宅の応急修理

(ア) 住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊又は半焼し、みずからの資力では応急修理をすることができない者に対して行なう。

(イ) 住宅の応急修理の対象数は、市町村ごとに住家が半壊又は半焼した世帯数の 3 割の範囲内とすること。ただし、やむを得ない事情がある場合には、市町村相互間において、対象数の融通をする。

(ウ) 住宅の応急修理は居室、炊事室、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもつて行うものとし、その修理のため支出できる費用は、1 世帯当たり 531,000 円以内とする。

(エ) 住宅の応急修理は、災害発生の日から 1 月以内に完了しなければならない。

キ 生業に必要な資金の貸与

(ア) 生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失つた世帯に対して行なう。

(イ) 生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械、器具、資材等を購入するための費用に充てるものであつて、生業の見込み確実な具体的な事業計画であり、償還能力のある者に対して貸与する。

(ウ) 生業に必要な資金の貸与の対象世帯数は、市町村ごとに住家が全壊、全焼又は流失した世帯数の 2 割 5 分の範囲内とする。ただし、やむを得ない事情がある場合には、市町村相互間において対象世帯数の融通ができる。

(エ) 生業に必要な資金の貸与として貸付できる金額は、生業費 1 件当たり 30,000 円以内、就職支度費 15,000 円以内とする。

(オ) 生業に必要な資金の貸与には次の条件を付するものとする。

a 貸与期間 2 年以内

b 利子 無利子

(カ) 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から 1 カ月以内に完了しなければならない。

ク 学用品の給与

(ア) 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となつたものを含む。)により学用品をそう失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒(盲学校、ろう学校及び養護学校の小学部児童並びに中学部生徒を含む。以下同じ。)に対して行なう。

(イ) 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行なう。

- a 教科書
- b 文房具
- c 通学用品

(ウ) 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とする。

- a 教科書代

教科書の発行に関する臨時措置法(昭和 23 年法律第 132 号)第 2 条第 1 項に規定する教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用している教材を給与するための実費

- b 文房具及び通学用品費

小学校児童 1 人当たり 4,100 円

中学校生徒 1 人当たり 4,400 円

(エ) 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については 1 月以内、その他の学用品については 15 日以内に完了しなければならない。

ケ 埋葬

(ア) 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急処理程度のものを行なう。

(イ) 埋葬は、次の範囲内において、なるべく棺又は棺材等の現物をもって、実際に埋葬を実施するものに支給する。

- a 棺(附属品を含む。)
- b 埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む。)
- c 骨つぼ及び骨箱

(ウ) 埋葬のため支出できる費用は、1 体当たり大人 179,000 円以内、小人 143,200 円以内とする。

(エ) 埋葬は、災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならない。

コ 死体の搜索

(ア) 死体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ四囲の事情により、すでに死亡していると推定される者に対して行なう。

(イ) 死体の搜索のため支出できる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。

(ウ) 死体の搜索は、災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならない。

サ 死体の処理

(ア) 死体の処理は、災害の際死亡した者について死体に関する処理(埋葬を除く。)を行なう。

(イ) 死体の処理は、次の範囲内において行なう。

- a 死体の洗淨、縫合、消毒等の処置
- b 死体の一時保存
- c 検案

(ウ) 検案は、原則として救護班によつて行なう。

(エ) 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによる。

a 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、1体当たり 3,300 円以内とする。

b 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存建物を利用する場合は、当該施設の借上費について通常の実費とし、既存建物を利用できない場合は、1体当たり 5,000 円以内とする。また、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算することができる。

c 救護班により検案ができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。

(オ) 死体の処理は、災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならない。

シ 災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)の除去

(ア) 障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、みずからの資力をもつてしては、当該障害物を除去することができない者に対して行なう。

(イ) 障害物の除去の対象数は、市町村ごとに住家が半壊又は床上浸水(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となつたものを含む。)した世帯の数の 1 割 5 分以内とする。ただし、やむを得ない事情がある場合には、市町村相互間における対象数の融通をすることができる。

(ウ) 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費等とし、1 世帯当たり 141,100 円以内とする。

(エ) 障害物の除去は、災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならない。

ス 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

(ア) 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とする。

a 被災者の避難

b 医療及び助産

c 災害にかかった者の救出

d 飲料水の供給

e 死体の捜索

f 死体の処理

g 救済用物資の整理配分

(イ) 応急救助のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。

(ウ) 応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とする。

(2) 実費弁償

ア 政令第 10 条第 1 号から第 4 号までに規定する者

(ア) 日当

a 午前 8 時 30 分から午後 5 時までの間において業務に従事した者に対しては、次に掲げる区

分に従つて日当を支給する。

- (a) 医師及び歯科医師 1人1日当たり 17,900円以内
- (b) 薬剤師 1人1日当たり 12,300円以内
- (c) 保健師、助産師及び看護師 1人1日当たり 11,800円以内
- (d) 土木技術者及び建築技術者 1人1日当たり 17,800円以内
- (e) 大工、左官及びとび職 1人1日当たり 21,300円以内

b a以外の時間において業務に従事した者に対しては、aに掲げる日当額の100分の125(業務に従事した時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の150)の額以内を支給する。

(イ) 旅費

- a 医師、歯科医師、薬剤師、土木技術者及び建築技術者については、職員の旅費に関する条例(昭和30年新潟県条例第58号。以下「旅費条例」という。)に定める7級の職員に支給される旅費に相当する額以内の旅費を支給する。
- b 保健師、助産師、看護師、大工、左官及びとび職については、旅費条例に定める3級の職員に支給される旅費に相当する額以内の旅費を支給する。

イ 政令第10条第5号から第10号までに規定する者

業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその100分の3の額を加算した額以内とする。

《概要》

市では、災害発生時に自分の身を守ることが困難な方々（避難行動要支援者）を地域の方々が事前に把握し、迅速・的確な助け合いができるような仕組みづくりため、避難行動要支援者名簿を作成している。名簿はプライバシーの保護を最優先に考え、ご本人の申し出により作成している。この名簿を、自主防災組織（未結成地域においては町内会）、消防署、消防団、警察署、災害時協力団体等に事前及び災害・被害等の状況により配付し、名簿を受けた組織団体等は避難行動要支援者を支援する。

支援者の方には責任を課すものではなく、あくまでも善意により災害時や日常において困っている人を助けることにより、助け合い、支えあいのまちづくりを目指すものである。

《登録対象者》

- ① 要介護認定3以上を受けている方
- ② 身体障害者手帳1・2級（呼吸器障害以外の内部障害を除く）の交付を受けている方
- ③ 療育手帳Aの交付を受けている方

《個別計画》

【自主防災組織（町内会）】

あらかじめ自主防災組織で要援護者1名（1世帯）に対し、2～3世帯の支援者（世帯）を決めておく。避難準備情報発令とともに支援者は自家用車等により避難行動要支援者を一時避難場所や市指定の避難所へ搬送する。ただし、避難行動要支援者が多数いる地域で、緊急避難が必要な場合には、市はマイクロバス等での避難所搬送支援を行う。また、安否確認のとれない人がいる場合には、見附市 Tel 62-1700（緊急時は消防本部 Tel 62-0555）へ連絡する。

【消防（団）、警察】

自主防災組織（町内会）からの連絡で、救助の必要な避難行動要支援者がいる場合に救出・救護活動を行なう。

【民生委員】

災害時、対象者へ個別の電話連絡を行なう。状況に応じて避難支援活動も行なう。

【社会福祉協議会・福祉会】

避難行動要支援者情報を市健康福祉課と共有し、災害時には避難支援活動を行なう。

【介護保険事業所】

災害時見附市からの依頼により、避難支援活動を行なう。

【郵便局】

日常的な見廻り活動を実施する。

【災害ボランティア】

災害発生時、災害ボランティアセンターの要請等により活動。

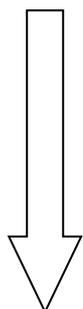
市役所 健康福祉課



①全世帯調査

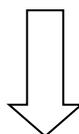
登録対象者

- ① 要介護認定3以上を受けている方
- ② 身体療育手帳1・2級（呼吸器障害以外の内部障害を除く）の交付を受けている方
- ③ 療育手帳Aの交付を受けている方



②開示同意者の回答収集

提出は市役所・民生委員



民生委員



市役所 健康福祉課



③開示同意

対象者リスト提示

市役所 企画調整課



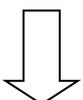
- ・ 福祉会
- ・ 民生委員
- ・ 郵便局
- ・ 災害ボランティア
- ・ 介護保険事業所



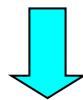
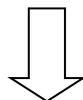
- ・ 自主防災組織
（救出・救護班）
- ・ 嘱託員・班長



- ・ 見附市消防署
- ・ 見附市消防団
- ・ 見附警察署



避難支援



緊急要請により活動

④災害時等の

避難誘導

避難行動要支援者



避難誘導



救出・救助

避難所

- ・ 対象者の確認
- ・ 避難者、不明者の報告（対策本部）
- ・ 非常時の報告（消防・警察・対策本部）

9-8 洪水害時 非常配備・避難情報 発令基準

【情報収集体制】（情報収集・職員への共有、タイムライン確認・行動開始）	警戒レベル1
--------------------------------------------	---------------

●次の基準に達したときに配備

「早期注意情報(警報級の可能性)」が発表されたとき

配備要員：危機管理室（勤務時間内のみ）

【情報収集体制】（情報収集・職員への共有）	警戒レベル2
------------------------------	---------------

●次の基準に達したときに配備

「大雨注意報」または「洪水注意報」が発表されたとき

配備要員：危機管理室（勤務時間内のみ）

【警戒準備体制】	（タイムライン 36時間前）	警戒レベル2
-----------------	-----------------------	---------------

●次のいずれかの基準に達したときに配備

見附市雨量	市内浸水状況等	気象情報
10分以内の降雨量が8mmに達したとき または 1時間に20mm以上の雨量が予測されたとき	・元町ポンプ通報 ・アクセスアンダー ・国道8号(芝野町～今町)アンダー ・ポンプ通報 市民からの通報があったとき (南本町、嶺崎、本所ほか)	「大雨警報」 または 「洪水警報」 が発表されたとき

配備要員：大雨当番者 連絡先：危機管理室長

第1次配備【警戒体制】	（タイムライン 12時間前）	警戒レベル2
--------------------	-----------------------	---------------

●次のいずれかの基準に達したときに配備を検討する。

見附市雨量	県水位観測所	栃尾巻測水位	刈谷田川ダム	市内浸水状況等
1時間雨量:20mm以上 または 3時間雨量:40mm以上	【河川敷高】本明:22.34m または 大堰:16.02m	【水防団待機水位】 49.22m	「洪水警戒体制」に入ったとき	市内での浸水が確認され、気象情報等により降雨が続くと予測される時 → かけつけ要員配備

配備要員：企画調整課補佐・危機管理室係員・秘書から市長、副市長、教育長、企画調整課長へ連絡
建設課補佐・係長・維持係員・計画工務係員・監理係員
上下水道局次長・担当係長・担当職員
農林創生課補佐・係長
農業委員会次長・係長
総務課長補佐

第2次配備【警戒本部設置】	（タイムライン 12～6時間前）	警戒レベル2
----------------------	-------------------------	---------------

●次のいずれかの基準に達することが想定されるときに配備を検討する。

見附市雨量	県水位観測所	栃尾巻測水位
3時間雨量:60mm以上	【水防団待機水位】本明:23.36m または 大堰:16.72m	【はん濫注意水位】 49.72m

配備要員：企画調整課全職員
建設課全職員
都市環境課 都市政策室全職員
上下水道局全職員
農林創生課全職員
農業委員会全職員
上記以外の係長以上の全職員

第3次配備【災害対策本部設置】	(タイムライン 12～6時間前)	警戒レベル2
------------------------	------------------	---------------

●次のいずれかの基準に達することが想定されるときに、河川情報等の分析も行い配備を検討する。

見附市雨量	県水位観測所	栃尾雨量	河川情報等	気象情報
3時間雨量: 80mm以上	【はん濫注意水位】 本明:24.39m または 大堰:18.11m	3時間雨量: 90mm以上	<ul style="list-style-type: none"> ・地域気象情報、河川現場情報 ・本明、大堰以外の観測点水位 ・水位上昇速度 ・ダム流入量、放流量及び貯水容量 	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水警報の危険度分布※で「警戒(赤)」が出現したとき ・警戒レベル3の流域雨量指数(刈谷田川 29.9)に予測値が達したとき ・線状降水帯による大雨の可能性の発表(概ね半日前から6時間前まで)があったとき <p>※ 危険度分布とは、気象庁が発表する防災気象情報。災害の危険度を5段階で色分けして地図上に表示。</p>

配備要員:全職員

高齢者等避難	(タイムライン 6時間前)	警戒レベル3
---------------	---------------	---------------

●次のいずれかの基準に達することが想定されるときに、河川情報等の分析も行い、新潟地方気象台の助言を踏まえ、発令を検討する。

見附市雨量	県水位観測所	栃尾雨量	河川情報等	気象情報
3時間雨量: 90mm以上	【はん濫注意水位】 本明:24.39m または 大堰:18.11m	3時間雨量: 100mm以上	<ul style="list-style-type: none"> ・地域気象情報、河川現場情報 ・本明、大堰以外の観測点水位 ・水位上昇速度 ・ダム流入量、放流量及び貯水容量 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき(夕刻前に発令)

→ 高齢者等避難の対象地区住民へ情報伝達(関連地区:サイレン、広報車)(全市:FAX、緊急情報メール)

避難指示	(タイムライン 4時間前)	警戒レベル4
-------------	---------------	---------------

●次のいずれかの基準に達することが想定されるときに、河川情報等の分析も行い、新潟地方気象台の助言を踏まえ、発令を検討する。

見附市雨量	県水位観測所	栃尾雨量	刈谷田川ダム	河川情報等	気象情報
3時間雨量: 100mm以上	【避難判断水位】 本明:26.06m または 大堰:19.01m	3時間雨量: 130mm以上	ダム管理者から緊急放流(異常洪水時防災操作)の通知があったとき(操作の3時間前に通知)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域気象情報、河川現場情報 ・本明、大堰以外の観測点水位 ・水位上昇速度 ・ダム流入量、放流量及び貯水容量 	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水警報の危険度分布で「危険(紫)」が出現したとき ・警戒レベル4の流域雨量指数(刈谷田川 39.5)に予測値が達したとき ・避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想されるとき(立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後、速やかに発令)

→ 避難指示の対象地区住民へ情報伝達(関連地区:サイレン、広報車)(全市:FAX、緊急情報メール)

緊急安全確保	(タイムライン 直前・直後)	警戒レベル5
---------------	----------------	---------------

●避難指示の基準に加え、次のいずれかの基準に達したときに発令する。

県水位観測所	河川情報等	気象情報
【堤防上面】 本明:28.94m または 大堰:21.84m	堤防の決壊や越水・溢水が発生したとき(災害発生を確認したとき)	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨特別警報(浸水害)が発表されたとき ・洪水警報の危険度分布で「災害切迫(黒)」が出現したとき ・線状降水帯発生が発表されたとき

→ 緊急安全確保の対象地区住民へ情報伝達(関連地区:サイレン、広報車)(全市:FAX、緊急情報メール)

【参考】

	本明水位(m)	大堰水位(m)	見附市の対応(目安)	見附市警戒レベル
堤防上面	28.94	21.84	緊急安全確保	警戒レベル5
はん濫危険水位	26.87	20.00		警戒レベル4
避難判断水位	26.06	19.01	避難指示	警戒レベル4
はん濫注意水位	24.39	18.11	高齢者等避難	警戒レベル3
			第3次配備 災害対策本部設置	警戒レベル2
水防団待機水位	23.36	16.72	第2次配備 警戒本部設置	警戒レベル2
河川敷高	22.34	16.02	第1次配備 警戒体制	警戒レベル2

9-9 土砂災害時 非常配備・避難情報 発令基準

【情報収集体制】（情報収集・職員への共有、タイムライン確認・行動開始）	警戒レベル1
--------------------------------------------	---------------

●次の基準に達したときに配備

「早期注意情報(警報級の可能性)」が発表されたとき

配備要員：危機管理室（勤務時間内のみ）

【情報収集体制】（情報収集・職員への共有）	警戒レベル2
------------------------------	---------------

●次の基準に達したときに配備

「大雨注意報」または「洪水注意報」が発表されたとき

配備要員：危機管理室（勤務時間内のみ）

【警戒準備体制】	（タイムライン 36時間前）	警戒レベル2
-----------------	----------------	---------------

●次のいずれかの基準に達したときに配備

見附市雨量	市内浸水状況等	気象情報
10分以内の降雨量が8mmに達したとき または 1時間に20mm以上の雨量が予測されたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・元町ポンプ通報 ・アクセスアンダー ・国道8号(芝野町～今町)アンダー ・ポンプ通報 	市民からの通報があったとき (南本町、嶺崎、本所ほか)
		「大雨警報」 または 「洪水警報」 が発表されたとき

配備要員：大雨当番者 連絡先：危機管理室長

第1次配備【警戒体制】	（タイムライン 12時間前）	警戒レベル2
--------------------	----------------	---------------

●次のいずれかの基準に達したときに配備を検討する。

見附市雨量	県水位観測所	栃尾巻測水位	刈谷田川ダム	市内浸水状況等
1時間雨量:20mm以上 または 3時間雨量:40mm以上	【河川敷高】 本明:22.34m または 大堰:16.02m	【水防団待機水位】 49.22m	「洪水警戒体制」に入ったとき	市内での浸水が確認され、気象情報等により降雨が続くと予測されるとき → かけつけ要員配備

配備要員：企画調整課補佐・危機管理室係員・秘書から市長、副市長、教育長、企画調整課長へ連絡
 建設課補佐・係長・維持係員・計画工務係員・監理係員
 上下水道局次長・担当係長・担当職員
 農林創生課補佐・係長
 農業委員会次長・係長
 総務課長補佐

（ここまでは洪水害時の基準と同一の体制基準）

第2次配備【警戒本部設置】	（タイムライン 12～6時間前）	警戒レベル2
----------------------	------------------	---------------

●次の基準に達することが想定されるときに配備を検討する。

「大雨警報(土砂災害)」及び「土砂災害前ぶれ注意情報※」が発表されたとき
 ※ 土砂災害前ぶれ注意情報とは、規模を問わず土砂災害が発生する恐れのある雨量である状況をいう。
 大雨警報(土砂)の解除とともに解除され、個別の解除連絡はなし

→ 土砂災害前ぶれ注意情報発表について、メッシュ関連地区住民へ情報伝達
 (関連地区:広報車、FAX。サイレンは鳴らさない)(全市:緊急情報メール)

配備要員：企画調整課全職員
 建設課全職員
 都市環境課 都市政策室全職員
 上下水道局全職員
 農林創生課全職員
 農業委員会全職員
 上記以外の係長以上の全職員

第3次配備【災害対策本部設置】	警戒レベル2
高齢者等避難	(タイムライン 6時間前) 警戒レベル3

●次の①～③のすべての基準に達したとき、または④に該当するときに高齢者等避難の発令を検討する。

- ①スネークラインの「現在」が前ぶれ範囲に入っている
- ②累計雨量が100mm 超
- ③降雨が続いている
- ④大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ土砂災害の危険度分布※が「警戒(赤)」(警戒レベル3相当情報[土砂災害])となった場合

※ 危険度分布とは、気象庁が発表する防災気象情報。災害の危険度を5段階で色分けして地図上に表示。

→ 高齢者等避難の対象地区住民へ情報伝達
(関連地区:サイレン、広報車)(全市:FAX、緊急情報メール)

配備要員:全職員

避難指示	(タイムライン 4時間前) 警戒レベル4
-------------	-----------------------------

●次のいずれかの基準に達したときに発令を検討する。

- ①土砂災害警戒情報が発表されたとき
- ②土砂災害の危険度分布が「危険(紫)」(警戒レベル4相当情報[土砂災害])となった場合
- ③災害が発生し、または発生するおそれがあり、住民を避難させる必要性が非常に高いと市長が判断したとき

→ 避難指示の対象地区住民へ情報伝達
(関連地区:サイレン、広報車)(全市:FAX、緊急情報メール)

緊急安全確保	(タイムライン 直前・直後) 警戒レベル5
---------------	------------------------------

●次のいずれかの基準に達したときに発令する。

- ①大雨特別警報(土砂災害)が発表されたとき
- ②土砂災害の危険度分布が「危険(黒)」(警戒レベル5相当情報[土砂災害])となった場合
- ③災害が実際に発生していることを把握した場合

→ 緊急安全確保の対象地区住民へ情報伝達
(関連地区:サイレン、広報車)(全市:FAX、緊急情報メール)

9-10 地震発生時 非常配備基準

1次配備【準備体制】 <small>(市内で震度4の地震が観測されたとき)</small>	2次配備【警戒体制】 <small>(市内で震度5弱の地震が観測されたとき)</small> 警戒本部設置	3次配備【非常体制】 <small>(市内で震度5強の地震が観測されたとき)</small> 災害対策本部設置	
会計課	なし	課長補佐以上の職員	全職員
企画調整課	危機管理室職員	全職員	全職員
まちづくり課	課長補佐以上と一部係長	係長以上及び一部係員	全職員
総務課	課長補佐	係長以上の職員	全職員
市民税務課	課長補佐以上	係長以上の職員	全職員
健康福祉課	課長補佐以上と一部係長	係長以上及び一部係員	全職員
地域経済課	なし	課長補佐以上の職員	全職員
農林創生課	会計任用職員を除く全職員	全職員	全職員
建設課	会計任用職員を除く全職員	全職員	全職員
都市環境課	課長補佐以上と一部係長	係長以上及び一部係員	全職員
上下水道局	会計任用職員を除く全職員	全職員	全職員
議会事務局	なし	局長・次長	全職員
監査委員事務局	なし	局長	全職員
農業委員会事務局	会計任用職員を除く全職員	全職員	全職員
教育総務課	なし	係長以上の職員	全職員
学校教育課	課長補佐	課長補佐以上の職員	全職員
こども課	課長補佐以上	係長以上及び施設管理職員	全職員
消防本部	消防司令以上	全職員	全職員
市立病院	施設管理担当係長	係長以上の職員	全職員

※上記、配備基準は災害規模、被害の発生状況により変更となる場合がある

9-11 大雪時非常配備基準・体制表

令和 5年5月更新
(平成30年1月作成)

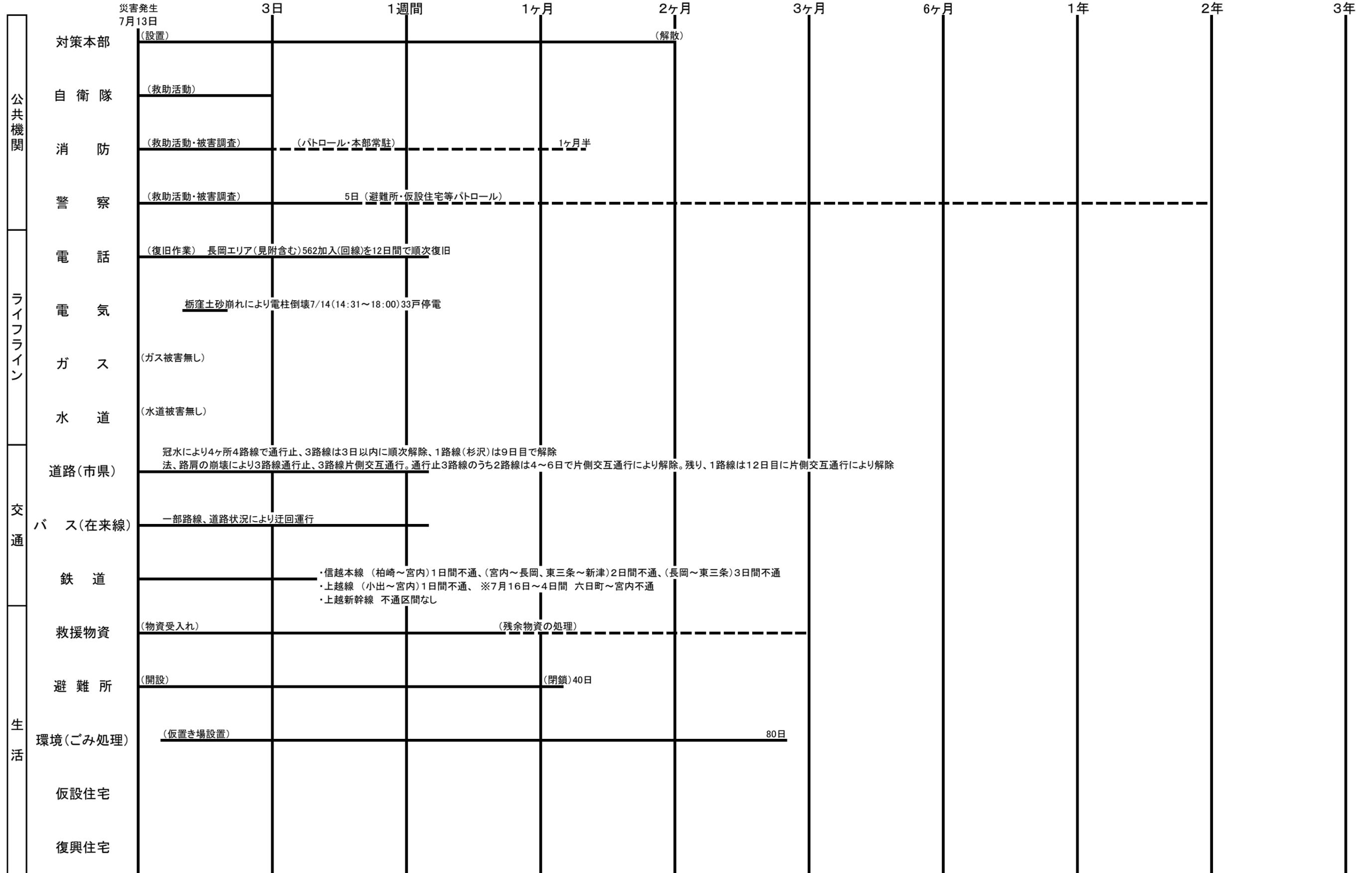
状況	見附市の動き	市民の動き
平常時	市役所 203 会議室に除雪ステーション（本部）開設 降雪深 10cm を観測したとき ↓ 除雪行動タイムラインに基づいて、除雪を指示	道路除雪への協力 食糧等の備蓄
大雪警報発表	【第一次配備】大雪警戒体制 気象庁より見附市に大雪警報が発表されたとき【消防本部より建設課維持係長へ電話連絡、企画調整課危機管理室職員は各自、県からの防災メール等で確認】 （（参考）気象庁の大雪警報発表基準は 6 時間で 35cm の降雪が予想されるとき） ↓ 建設課担当職員、企画調整課危機管理室職員登庁 ・情報収集（気象状況、道路状況、JR、バス、ライフラインの状況等） ・市内パトロール ・市ウェブサイト、緊急情報メール等による市民への情報発信（交通情報、不要不急の外出自粛呼びかけ等） ・幹線道路の優先除雪 ・早朝除雪や日中除雪の実施検討	不要不急の外出自粛 道路除雪への協力
12 時間降雪量 50cm 観測	【第二次配備】大雪警戒本部設置 12 時間降雪量が 50cm に達し、その後も警報級の降雪が見込まれるとき【消防本部より危機管理室職員に連絡】 ↓ 建設課・企画調整課全職員登庁（各課連絡網で招集、秘書係から市長、副市長、教育部長から教育長に設置報告） ・情報収集（気象状況、道路状況、JR、バス、ライフラインの状況等） ・市内パトロール ・市ウェブサイト、緊急情報メール等による市民への情報発信（交通情報、不要不急の外出自粛呼びかけ等） ・交通規制、幹線道路の優先除雪 ・学校・保育園の休校休園検討 ・必要に応じて長岡国道事務所に開設される「情報連絡本部」へ要員派遣（建設課）	不要不急の外出自粛 道路除雪への協力
裏面へ		

状況	見附市の動き	市民の動き
<p>・警報級の降雪がつづいている</p> <p>・大雪特別警報発表</p>	<p>【第三次配備】雪害対策本部設置（災害対策本部）</p> <p>警報級の降雪が続き、甚大な社会的混乱や被害が生じるおそれがあるとき</p> <p>↓</p> <p>全職員登庁（各課連絡網で招集、秘書係から市長、副市長、教育部長から教育長に連絡）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報収集（気象状況、道路状況、JR、バス、ライフラインの状況等） ・市内パトロール ・市ウェブサイト、緊急情報メール等による市民への情報発信（交通情報、外出自粛呼びかけ等） ・交通規制、幹線道路の優先除雪 ・学校・保育園の休校休園 ・必要に応じて長岡国道事務所に開設される「情報連絡本部」へ要員派遣（建設課） 	<p>外出自粛</p> <p>道路除雪への協力</p>

降雪量観測地点：見附市昭和町2丁目（見附市消防本部）

9-12 復旧・復興のための時系列的検証(水害)

7.13新潟豪雨 見附市・関係機関の復旧時系列検証



9-12 復旧・復興のための時系列的検証(地震)

中越大震災 見附市・関係機関の復旧時系列検証

